

# 2019年度 東京大学国際卓越大学院 「教育研究創発国際卓越大学院」プログラム生募集要項

## 本プログラムの教育研究上の目的

本プログラムは、新たな教育研究の創発に貢献する国際的人材を育成することを目的とする。

## 養成する人材像

教育を対象とする先端的な調査研究および基礎的研究を実施し、過去と未来を架橋しエビデンスと明確な理念に基づいて政策立案並びに分野融合型の教育関連の先導的な理論と実践を創発し、その成果を広く社会および海外に発信する「知のプロフェッショナル」。

## 1. 申請資格

本プログラムに申請をすることのできる大学院学生は、教育学研究科修士課程に在籍し、2020年4月に本研究科博士課程進学予定の者で、かつ次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本プログラムの趣旨、履修要件等のルールを十分に理解する者
- (2) 2020年度採用分の日本学術振興会特別研究員（DC1）に申請済みの者
- (3) 博士の学位記に本プログラムを修了したことが付記されることを了解する者

## 2. 選抜方法

プログラム生の選抜は、日本学術振興会特別研究員（DC1）申請書類の研究計画書とそのプレゼンテーション、関連分野の学識を問う口述試験、及び履修成績等により総合的に審査する。

## 3. 募集人員

10名程度

## 4. プログラム生の選抜結果発表及び採用手続

プログラム生の選抜結果の発表は、2019年7月18日（木）14時に、教育学研究科掲示場に掲示するとともに、申請者全員に対し選抜の結果を履修申請書に記載されたE-mailアドレス宛に通知する。

採用者は、手続書類を学生支援チーム（大学院担当）窓口で受領し、7月31日（水）迄に必要な採用手続を行うこと。所定の期間内に採用手続を行わない場合は、採用内定を辞退したものとして取り扱う。

## 5. 申請手続

- (1) 申請方法  
書類を窓口 directly 提出すること。郵送による申請は原則受理しない。
- (2) 申請期間  
2019年5月20日(月)から5月24日(金)
- (3) 受付時間  
9時30分から11時30分、13時30分から16時30分まで。
- (4) 受付場所  
教育学研究科学生支援チーム(大学院担当) 窓口

## 6. 提出書類等

- (1) プログラム申請書 1部  
所定の用紙に所要事項を記入したもの。
- (2) 日本学術振興会特別研究員(DC1)申請書類の写し 1部  
「申請書情報」および「申請内容ファイル」。A4判、両面、ホチキス止めしないこと。
- (3) (2)の電子ファイル(PDF)  
申請期間中にプログラムのウェブページ(<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/gs/wings-cer>)の指定されたリンクからファイルをアップロードすること。ファイル名は「(学生証番号)学振DC1申請書類」とすること。
- (3) 評価書 1部  
所定の用紙に研究指導者(評価者)が記載したもの。厳封すること。

## 7. 採用期間

本プログラム生の採用期間は、原則2019年9月から2023年3月までとする。

## 8. 経済的支援

修士課程在学中(2019年9月～2020年3月)は、月額8万円の奨励金を支給する。

博士課程在学中(2020年4月～2023年3月)は、月額18万円の奨励金を支給する。

なお、日本学術振興会特別研究員に採択された場合、プログラム生を継続することはできるが、奨励金を受け取ることはできない。

## 9. 注意事項

- (1) 受付期間内に必要書類が完備しない申請は受理しない。
- (2) 申請手続完了後は、どのような事情があっても、書類の変更は認めない。
- (3) 事情により、申請手続等について変更することがある。変更があった場合は、本プログラムのウェブページで通知する。
- (4) 申請にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①履修者選抜(申請処理、選抜実施)、②採用者発表、③採用手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、採

用者のみ、①教務関係（学籍、修学等）、②学生支援関係（就職支援、授業料免除申請等）に関する業務を行うために利用する。

- (5) 申請書における記載内容について虚偽の記載をした者は、採用後においても遡ってプログラム生であることを取り消すことがある。
- (6) 奨励金受給者は、応募資格がある場合、毎年日本学術振興会特別研究員（DC2）に応募しなければならない。
- (7) 奨励金受給者は、他の奨学金等<sup>\*1</sup>を受給することができない。なお、授業料免除の申請は可とする。
- (8) 奨励金受給者は、本プログラムに対する専念義務が生じるため、アルバイト等<sup>\*2</sup>は原則不可とする。
- (9) 奨励金は「雑所得」扱いとなるため、受給者は毎年確定申告を行うこと。

※1 以下の者は、本プログラムの奨励金を重複して受給することができない。

- ①日本学術振興会特別研究員（DC）採用者
- ②日本学生支援機構大学院奨学生
- ③国費外国人留学生
- ④日本学生支援機構の学習奨励費を受給している外国人留学生
- ⑤母国の奨学金により支援を受けている外国人留学生（例：外国政府派遣留学生）
- ⑥博士課程研究遂行協力制度に委嘱されている者

※2 次の事項を全て満たす場合に限り、当該業務による報酬の受給を例外的に認めることがある。

- ①本プログラムの研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
- ②本プログラムの研究課題の研究遂行に資する職であること
- ③将来大学等の教員・研究者等になるためのトレーニングの機会となる職であること
- ④常勤職及びそれに準ずる職ではないこと
- ⑤従事する前にプログラムコーディネーターに届け出て、①～④に該当すると認めていること。

## 10. 問い合わせ先

教育学研究科 学生支援チーム（大学院担当）

電話：03-5841-3908

E-mail：gakuseishien@p.u-tokyo.ac.jp

2019年4月